

二本松市一般不妊治療費助成事業のお知らせ

二本松市では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部の助成を行っています(不妊治療が保険適用となりましたが、一般不妊治療費助成は引き続き助成を継続しています)。

助成を受けることができる方

次の要件をいずれも満たす方

- 1 一般不妊治療開始日及び申請時において夫婦(婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の方含む)であり、双方が二本松市に住所を有する方
※ただし、以下の①または②の要件もご確認ください。

- ①婚姻関係にある夫婦の場合は、夫婦の一方が単身赴任その他一時的に市外に居住する場合であって市長が認めるときは、この限りではありません。
- ②婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の方の場合は、双方が市内に同一住所を有していること。

- 2 一般不妊治療が必要であると医師に診断されている方

- 3 治療開始日において、妻の年齢が43歳に達していない方

- 4 申請日において夫婦及び夫婦の属する世帯全員に市税等の滞納がない方

- 5 一般不妊治療の助成を受けている期間が連続して5年に達していない方

対象となる治療

一般不妊治療(体外受精、顕微授精を除く)に限ります。

助成の内容

- 1 助成の額は、一般不妊治療に要した費用(医療保険適用自己負担分及び医療保険適用以外の部分)の額とし、各年度15万円を上限とします。
- 2 助成の期間は、初めての申請に係る一般不妊治療を開始した日から起算して連続して5年に達する日までとします。

申請手続きの方法および必要な書類

一般不妊治療費助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて申請してください。

- 1 一般不妊治療費助成受診等証明書(第2号様式)
- 2 医療機関発行の診療費の領収書
- 3 戸籍上の夫婦であることを証明できる書類(戸籍謄本)
- 4 夫婦の住所を確認できる書類(住民票謄本)
- 5 夫婦及びその属する世帯全員の市税等の滞納がないことを確認することができる書類
- 6 助成金の振込口座通帳の表紙の写し
- 7 事実上婚姻関係に関する申立書(第3号様式)

※3~5については、市で確認できる場合、省略することができます。

治療終了後は速やかに申請してください。

申請は、当該治療年度の年度末(3月31日)です。申請が遅れる可能性がある場合には、下記連絡先までご相談ください。